

愛知県幼稚園等新規採用教員研修実施要項

(目的)

第1 この新規採用教員研修は、市（名古屋市を除く。以下同じ）町村立幼稚園並びに特別支援学校の幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の新規採用教員に対して、教育公務員特例法の規定に基づき、幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、現職教育の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

私立幼稚園にあつては、教育職員養成審議会の答申を踏まえ、新規採用教員に対して、この目的に準じて研修を行うこととする。

(対象教員等)

第2 新規採用教員研修の対象となる新任教員は市町村立幼稚園（以下「公立幼稚園」という。）及び私立幼稚園並びに特別支援学校の幼稚部の新規採用教員（以下「新任教員」という。）とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 臨時的に任用された者

(2) 教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者に限る。）として国立、公立又は私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）において引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者又は県教育委員会が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認める者

2 幼稚園等（私立幼稚園を含む。）の設置者は、その所管する幼稚園等の新任教員について年間研修計画に従い、年間19日間の新規採用教員研修を受けさせるものとする。

(研修内容)

第3 新規採用教員研修の内容は、次のとおりとする。

(1) 新任教員は、園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下同じ。）外において教育センター等における研修を9日間（宿泊研修を含む。）受けるものとする。

(2) 公立の幼稚園等の新任教員は、園内において、研修指導員の指導及び助言による研修を10日間受けるものとする。

(3) 私立幼稚園の新任教員は、園内において園長等の指導及び助言による研修を10日間受けるものとする。

(研修指導員)

第4 愛知県教育委員会は、研修指導員を非常勤講師として採用し、市町村教育委員会の要請に応じて派遣するものとする。

2 研修指導員は、園内研修において新任教員に対し指導及び助言を行うものとする。

3 研修指導員の身分及び給与その他の勤務条件は、別に定める。

(運営協議会の設置)

第5 愛知県教育委員会は、新規採用教員研修に関する基本的事項及び実施上の諸問題について協議を行うため、運営協議会を設置する。

2 運営協議会は、学識経験者、教育委員会及び知事部局の関係職員並びに公私立幼稚園関係者によって組織する。

(年間研修基本計画)

第6 愛知県教育委員会は、愛知県県民生活部学事振興課私学振興室と協議のうえ、年間20日間の研修基本計画を作成する。

2 年間研修基本計画においては、園内における研修及び園外における研修に関する基本的内容及び実施時期その他必要な事項を定めるものとする。

3 幼稚園等（私立幼稚園を含む。）の設置者は、愛知県教育委員会が作成する年間研修基本計画に基づき、地域の実情に配慮して所管する幼稚園等における年間研修計画を作成するものとする。

4 各幼稚園等（私立幼稚園を含む。）においては、幼稚園等新規採用教員研修として行われる研修のほか当該園長等の教員による指導等を行い、新任教員がその職務を遂行するに当たって必要な事項が習得されるように配慮するものとする。

（年間指導計画）

第7 園長（特別支援学校の幼稚部を置く校長を含む。以下同じ。）は、年間研修計画に基づき、教職員組織や園内の状況等に配慮し、当該園における年間指導計画を作成するものとする。

この場合、公立幼稚園においては、園外における研修との関連に配慮して、園内における研修指導員を中心とする指導及び助言による研修の項目及び時期その他必要な事項を定めるものとし、研修日は、あらかじめ年間指導計画に組み入れるものとする。

この場合、新任教員に対して保育実践にかかわる指導が十分に行われるよう配慮するものとする。

（公立幼稚園における研修指導員を中心とする園内体制）

第8 研修指導員は園長の指導の下に、年間指導計画に従い、新任教員に対して指導及び助言を行うものとする。

2 園長は、年間指導計画に従い、研修の項目に応じて、新任教員の指導及び助言に当たるものとする。

3 園長以外の教員は、園長の指導の下に年間指導計画に従い、研修指導員と連携しつつ、新任教員の指導及び助言に当たるものとする。

4 研修指導員は、園長及び教員による新任教員に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して系統的かつ組織的な研修が行われるようにしなければならないものとする。

5 園長は、研修指導員を援助するため、園全体としての協同的な体制を確立するものとする。

（年間指導計画書及び指導報告書の提出）

第9 園長は、当該園における年間指導計画書及び指導報告書を公立幼稚園にあっては、所管の市町村教育委員会へ、私立幼稚園にあっては、当該園の設置者へ、それぞれ提出するものとする。

なお、県立特別支援学校にあっては愛知県教育委員会へ、直接提出するものとする。

2 市町村教育委員会及び私立幼稚園の設置者は、前項により提出された年間指導計画書及び指導報告書を市町村教育委員会にあっては愛知県教育委員会へ、私立幼稚園の設置者にあっては、愛知県県民生活部学事振興課私学振興室へ、提出するものとする。

附 則

この要項は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。